

# 民有林等活性化推進事業補助金

## 概要

旭川市管内の私有林の適切な整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進める事業を支援します。

## 対象者

旭川市森林組合ほか

## 対象事業／対象経費

- ①森林整備事業
- ②森林整備促進奨励事業
- ③林業専用道等維持管理事業

## 補助率(上限など)

- ①事業費の68%以内
- ②全体事業費のうち自己負担の1／3以内
- ③事業費の1／2以内

## その他

連絡先 農林整備課 森林振興係 電話 0166-25-7729 メール [nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp](mailto:nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp)